

第8回公民館のコミュニティセンター化検討部会会議録

会議名	第8回公民館のコミュニティセンター化検討部会
日時	令和2年5月21日(木) 15時00分～16時30分
場所	浜田公民館1階 研修室
出席者	委員11名(欠席者1名) 浜田市6名 傍聴者3名
次第	開会 1 部会長あいさつ 2 議題 (1)検討結果報告書(素案)について (2)今後の予定について 3 その他 閉会
会議資料	別紙のとおり

(開会 15時00分)

【事務局】

本日はお忙しい中、またこうして緊急事態宣言が解除されたとはいえコロナ対策で対策・配慮が必要な中、お出掛けをいただき感謝申し上げます。

今日の会議は、本来は4月に開催を予定していたが、新型コロナの関係で延期という形になった。その間、委員の皆さんには郵便等でのやりとりで報告書案のご意見等いただき、誠に感謝申し上げます。本日はその状況等についてご報告を行い、改めて審議いただきたい。よろしく願います。

それから本日の会議であるが、レジュメ裏面の方に名簿がある。1名ご欠席だが、その他の委員皆様さまにはご出席をいただいている。定足数に達しており会議が成立していること、ご報告申し上げます。

それから、事務局の方については、(名簿の)3の方にあるが、備考欄に「出席」と書いてある職員の

み、三密等を防ぐため少人数で対応させていただいている。支所の職員も本日は出席していない。

～以下、部会長が議事進行を務める～

1 部会長あいさつ

お久しぶりである。

事務局にご挨拶いただいたように、こういう状態のため、こういう会場でさせていただいている。

昨年 11 月から始まったこの部会も、今日が 8 回目。いよいよ最後の部会の取りまとめに入るという最終段階に入ってきているので、今日も素案に基づき、原案に基づき、積極的なご討論をいただければと思っている。どうぞよろしくお願い申し上げます。

2 議題

(1) 検討結果報告書（素案）について

【事務局】

検討結果報告書（素案）に対していただいたご意見及びそれに対する対応について説明。

～資料「浜田市立公民館のコミュニティセンター化に関する検討結果報告書（素案）に対する意見及び対応等」について説明～

【事務局】

意見の内容と考え方については前もって正副部会長さんと少しご相談させていただき、今日お示しさせていただいている。

事務局の手違いで、1 名の委員さんよりいただいていたご意見の掲載が漏れていた、謝罪申し上げます。当該委員さんより、ご意見についてお知らせいただきたい。

【委員】

ここの内容に記載を変えるようなものはない。

ただ、言いたかったことの 1 つとしては、「これまでの自治区を基本としたまちづくりを一步進めて」という、最初の文言の中で「一体的なまちづくり」という言葉が出てきている。「一体的なまちづくり」というものイメージづくりというのが私はちょっと理解ができなかった。これはすごく大事なことだと思うので、どこかのところで議論できた方が良いのかなあ、と思う。

それから、10 ページの所管についてだが、この「ただし」以降に書かれているように社会教育事業が後退しないような十分な配慮について強く賛成したい。派遣社会教育主事、2 名の方についてなくならないように、ぜひとも強く希望したいということを書いていた。

【事務局】

1 点目の「一体的なまちづくり」というのはたぶん新しい、令和 3 年度からのまちづくりのイメ

ージかと思っている。これについては新しい協働のまちづくり条例の検討委員会の方でそういった共通の思いというところは示していくことになるかと思う。そちらをまたご覧いただきたい。

また、社会教育事業の後退を避けること、社会教育主事の派遣を引き続き受けるということは、記載のとおりさせていただければと思う。

(1)-① 事務局説明に対する意見について（要議論部分を除く）

【部会長】

かなり詳しく説明いただいたが、まずは議論「要」と記載してあるところ以外のところについて、いかがか。修正、あるいは追加、あるいはもう一度説明ということであったが、何かご意見はあるか。

【委員】

はじめの「検討の経緯及び趣旨」だが、せっかくこうやって立派にまとめられた“検討経緯”であるが、この会が始まった時は、随分ものの考え方とか見方や実態が違っていた。特に三隅にとりましては「なんか変だな」という部分がある中で、回を重ねるごとに理解が深まってきて、大体こう一致的な方向性ができた。そういったことが、この会の1つの大きな答えだったと思う。そんなことをちょっと思うと、せっかくここまで書かれたのなら、そういったいろいろ、まちまちな違いを乗り越えてきたというような意味合いのものが入ってくると良いなあ、という思いがしている。

それから、「役割」と「業務」の使い分けである。「役割」というのは、新しい法律というかそういう決まりを作っていくのだから、「こうだ」というものを。「役割」というのは誰がどこを見ても同じように見える形である。「役割はいろいろありまして」というのは非常に分かりにくいと思う。実施する事業はいろいろ状況に応じてやられても良いと思うが、こういう1つの決まり事をするときの目標は、やはり一枚岩になる必要があるだろうと思う。そこで「いろいろ役割もあるのですが」「事業もいろいろあるのですが」というのはちょっと分かりにくいかなという感じがある。

私が特に20番のところで聞いていたのは、結局三隅自治区の場合、前も言ったように、行政サイドから「こういったことをしてください」ということからまちづくりをやることになっているのであり、私達から進んでやるということではなかった。「窓口業務もしなさい」「まちづくりもしなさい」「あれもしなさい」「これもしなさい」そういったことで、「人を増やすからやりなさい」という結果で、今、三隅は主事が2人になった経緯がある。その「やれよやれよ」と言われたから、結局、条例検討委員会でも言ったと思うが、職員の勤務実態というのをしっかり押さえていかないと次の対策は打てない。ここに(20番の対応のところ)に書いてあるように「2.4人が3人役になります。館長がまあ1人役になったら3人役になりましょう」と言うが、実態として館長は200時間近く働いている。28日とか26日とか勤務している。夜も勤務している。そういったことを踏まえていたら、こんな簡単な数字じゃないだろうと。だから、そういったところも整理もしないといけない、実態にあわせてしてくださいねということを質問したものでして、それで終わりじゃないと。

また、「加減します」という字句が何ヵ所か出ているが、この段階になって「減」はあんまり使ってほしくない。大変なところはやはり実態を見ながら加配していくという形が良い。「仕事が少ない」とか「現状維持で行きます」とかじゃなく、センター長1人・主事2人だったら、それに見合うだ

けの仕事を一生懸命してもらって、なおかつ必要だったら増やしていくという形で、もう少しやらねばならないという自覚を持てるような仕組みを作ってほしいな、という思いがしている。

【部会長】

今のお話の中の「役割」と「事務」のところは、何か具体的にこの報告書の中で文字として、文章としてどこかにあるか。「ここはこう変えた方が良く」というご指摘があるのか、それとも今のようなお話だけでよろしいか。「職務」と「役割」、「業務」と「役割」という話もあったが、どこか具体的にこういう修正をした方が良くということはあるか。

今、特になければ、また次回もあるので、そのときまでにまたご意見いただきたい。

【委員】

どこかにあったのだが、突然なのでまたの機会に。

【部会長】

はい、では次回。

他の委員の皆さんいかがか。

【委員】

素案の12ページ、「まとめ」の黒丸の4番目。「連携主事」の配置よりも、「まちづくりコーディネーター」の配置が必要であるということで、連携主事というのはいなくなるのだろうかという1つ疑問がある。

これがなくなると旭自治区はちょっと困るところが今、出てくる。学校との連絡調整、学校との連携行事、それから館連携行事というのがあるため、これを各館の主事に任せとくと大変である。これを今度、次の13ページにあるまちづくりコーディネーター5名程度でという、この人たちが果たしてやってくれるものだろうか。

【事務局】

今回の新しいコミュニティセンターにおいて、当初、方針としてお示したように「連携主事」という「新しい連携主事」を置こうという話になった。金城や旭に配置されている「今の連携主事」と同じ単語を使っていたので混同してしまうという話にもなった。

そのため、「新しく設置する連携主事」というのを「まちづくりコーディネーター」という名前に置き換えをさせていただいた。今の連携主事は引き続き、体制の中で必要に応じて残していくということはあり得る。大変紛らわしくなり申し訳ない。

今、配置されている「連携主事」を「まちづくりコーディネーター」に置き換えようという意味ではないということは、ご理解いただければと思う。

【委員】

承知した。

それから、素案の 17 ページ「運営推進委員」。黒丸 1 番において「設置できることとする」という文言になっているが、設置しなくても良いというように私は取っている。というの、やはりまちづくり推進委員会は執行部があり、それと今後センターと、ということになるとある程度二重構造になってくると思う。

社会教育に関する現在の公民館の運営推進委員会に代わるようなものを何か、私は置いた方が良くないかと。私のところの話としては、まちづくりの（推進員会）と一緒に運営推進委員会というのを別で置くと、なんか二重構造になって、かえっておかしくなるのではないかという気がする。

それからもう 1 つ。これは私の戯言だが、素案の 20 ページ、まとめの 4 番「評価・検証」。公民館の、センターの運営について「評価だ」「検証だ」というのは、個人的にはあまり気持ちが良いものではない。事業評価もこれには入る。今、まちづくりの事業実施報告にも随分とこのようなことを求められており、所謂 PDCA サイクルに則った報告書を書くようになっている。この辺のところを聞かせていただきたい。

【事務局】

運営推進委員については、ご指摘のとおり「できる規定」になっている。現状も確か「できる規定」になっているかと思っている。それぞれの地域の実情に応じて人数なり配置なりをご検討いただく形は、今でもできるのではないかと思っており、今後もそういった柔軟性は必要かと思っている。もし、市木地区モデルをつくられて、それを他のところでも「これは良い」ということになれば、それが広がることもあるだろうし、検討は可能かと思う。

それから、評価・検証については、ご案内のとおり今、そういった PDCA に基づいていろいろ、より良い事業を目指していくということが一般的に求められており、まさに社会教育とはそういうことであろうと思っている。その拠点であるコミュニティセンター・公民館についても同じようにそういうことはある程度必要だろうと思っている。ただ、皆さんのやられている活動自体を評価することではなく、公民館をコミュニティセンター化して、今回目指すべき施設の目的を達成しているかどうかという全体的なところを評価していく形になるかと思っており、「個別の館のこの事業が～」というところまでになるかどうかは、またこの組織の中での検討にはなると思う。

【事務局】

1 つ前の委員へのお答えになる。

労務管理のことをおっしゃった。（素案の）中にも労務管理のことがかなり書かれている。これに関して、現公民館のことも、今度のコミセン化された公民館においても、それが引き続くであるならば、今の労務管理では難しいよという話だったと思っている。より一層、その辺の改善や制度化を謳うようにということだったと思うが、よろしいか。

実際、三隅と三隅以外とで、ある程度違いがあるということは委員さんや、また事務局も説明をしたところ。具体的にいうと、平成 21 年に公民館で窓口業務をやってもらおうというのが平成 21 年度起きた。あわせて、地区まちづくり委員会の事務局を三隅自治区の政策により公民館でやってもらおうというのが平成 21 年、もう今から 10 年前から、それは所謂新市まちづくり計画の実現のために三隅自治区の制度としてやった。それから委員がおっしゃるとおり、我々生涯学習課、または当時

のまちづくり推進課かどうかちょっと分からないが、少なくとも我々教育委員会が「それを」と言ったわけではなく、間違いなく三隅の中での政策としてやってきたことが事実である。

そのときには、当然、公民館で窓口業務をするからということで、それに係る費用が所謂市長部局からついてきた。そして、地区まちづくり委員会の事務局をやろう、と。やってくれ、ということに対する予算はなかったので、1人役について、当時は自治区予算で対応されたと思う。そのときに、公民館ではない業務、まちづくり事務局の業務というのは間違いなく所謂社会教育法に基づく業務ではないので、それは1人役と人がついてきた。プラス、窓口業務をしてくれということで、総合的な1人役となった。その三隅のスタートと、それ以外の地区でのスタートが平成21年からあった。

そして、平成23年に今度はまちづくり交付金がスタートした。当初、平成21年の頃には地区まちづくり委員会の事務局を持っていたも、窓口業務と地区まちづくり委員会の事務局とで、さほど予算も当時なかったので、回るのではないかといいところではあった。しかし、平成23年に、これは市の全体の政策的なものとして、まちづくり交付金という大きなお金が動き始めて、「ではその管理を」ということがそのまま公民館でいったと。実際、そのときに当時のまちづくり部署と公民館部署との協議もちょっと薄かったので、そのままの状態では今まで来ているという状態である。

そして、実際に三隅のまちづくり委員会の事務局をもっている公民館がやはり1番しんどいというところ、勤務表があがってきますので我々も確認している。一応、我々も「所定時間内をお願いします」という話はしてはいるが、なかなか夜の会議——まちづくり委員会の会議というのは夜の会議なので——、「それは無理だ」と。「昼間を閉めて、夜から勤務できませんか」というような話もしませんが、「窓口業務もあるし、昼間に公民館を閉めるというのはお客さん、市民の人が来られないじゃないか」と。なかなかそういったこともある。でも、こちらも所謂時間外手当とかそういうところになると、あとの勤務時間の調整とか。館長さんはどっちかというと特別職だったので本当は52時間、まあ200時間という公民館も正直あるが、正直52時間ではなかなか抑えきれないという。それが平成21年、平成23年からのそういった歴史もある。それからずっとまちづくり部署と公民館部署とがずっと平行で来たというのが、それは私自身も反省すべき点だなあというふうに思っている。

1回整理する時期があり、それが平成26年である。平成26年に当時の議会の方から「労務管理の実態。まちづくりの部署を持っている公民館の疲弊的なところを確認するように」ということもあって、実際調査をした。その間、平成23年も平成24年も平成25年も、まちづくりだけでなく公民館も実際変わってきた。公民館自体も学校との連携や地域の課題解決等があり、公民館活動もすごく活発になってきたのが平成22年・平成23年。社会教育法が変わってから、すごく活動も活発になってきたので、段々まちづくりとの関わりも強くなってきた。事務局ではなく、まちづくりを支援するという感じで公民館の活動も活発になってきた。

そういったところから、本来の公民館活動も増える、けれど今までどおり三隅においても事務局を持っている。段々それが金城、弥栄や旭の公民館の方にも波及して、公民館が事務局を担うということが少し増えてきたのは事実である。そういったところから、平成26年からは一旦整理の中で公民館時間内、まあもう三隅を認めていたので、一旦外の、所謂自治区の交付金で、自治区の予算で1人役は入れたものの、そのときにはもうすでに一般会計で三隅の公民館の2人分は出していたので。先程事務局からも申したとおり、勤務時間内での勤務を否定すると、「公民館の業務にまちづくり事務局の業務は認めない」と言ったら、お金が払えないので。そこは問題だということで、あくまでも

勤務内、時間内、所定時間内の仕事については事務局をすることは差し支えない。公民館業務ではないけど、でも、それは三隅の政策的なところもあるので認めましょう、ということで。

さらには、先程申しましたように、まちづくり支援に段々公民館も関わってきたので、事務局の仕事とそうじゃない仕事のなかなか区別がつかない、つけなくなったというのも正直あり、平成 26 年に勤務時間内においては、と。

では勤務時間外はどうするか、というところ。これは地区まちづくり委員会によって異なるが、時間外のお金をまちづくりが支払う、地区まちづくり委員会、所謂どっかの公民館の職員が夜時間外的な業務があれば、そこに対して手当や謝金や日当と支払方法は各自治区、各まちづくり委員会で違うが、そういった関わりをもって夜のオーバー部分に対して何らかの手当をしてきた。しかし、それ自体も「単価が違うことがおかしいんじゃないか」「実際アルバイトになるんじゃないか」など、いろいろ話があった。今は公民館も職員においては、まちづくり委員会から謝金なり手当をもらうことの手続きはとっている。

平成 26 年に時間内の勤務の分は、ある程度認めましょう、と。しかし、時間外の勤務においては、そういった手当を地区まちづくり委員会の方から何らかの方法でもらって、と。正直もらっていないところもあるので、そこについても公民館からなかなか言えない、というのも正直ある。夜は夜で、「地域の方は所謂ボランティアで出ているのに、公民館職員はお金もらうわけにはいかない」など。そこはまたある程度こちらも方針がなかったがゆえに、バラバラだった。それを、今後、コミセン化になれば、まちづくりを支援することやまちづくりをすること自体が業務になるということになれば、当然その辺の処遇をどうにかしてほしい、ということなのかなと思っている。

委員さんへの回答になったかどうか分からない。まずは、そういった労務管理、今の公民館の立場での労務管理が出来ていなかったことについては、本当にお詫び申し上げる。実際に平成 21 年からの調整ができていなかったというのも正直なところであり、実態も他の自治区との公民館との実態の違うということで、整理ができていなかった。しかし、コミュニティセンター化になれば同じ目標になって、労務管理の方もその辺を整理していきたい。

今の説明で一旦整理したつもりだが、よろしいか。

【委員】

詳しすぎるくらいだ。

【委員】

18 番のコーディネーターの役割で。この 5 人のコーディネーターは支所に置かず、本庁に 5 人集まるということか。

【事務局】

明確には決まっていないが、この部会の中で「自治区に置くより本庁でチーム化した方が良いのではないか」というご意見があったもので、それを書かせていただいた。

【委員】

まだ具体には、話が出来ていないと。

【事務局】

ご提案いただいた後、市の方でどうするかはまた改めて検討させていただく。

【委員】

承知した。

【委員】

17 ページの運営推進委員のところ。地域によっていろいろだと思うが、地域まちづくり推進委員と運営推進委員、別じゃないとダメなのか。

要は、例えば 20 人で作って良いというのなら、皆コミセンの運営にも社会教育にも関わり、まちづくりにも関わるという、そういう一体の組織ではダメなのか。

まだ、どうしたら良いか分かっていないが。

【事務局】

それこそまちづくり委員会の形によっていろいろある。

間違っていたら申し訳ないが、弥栄の場合は、推進委員という個人が委員として活躍をされる組織と私は認識をしている。地域から推進委員を選出して、それで組織している委員会というようなイメージを持っている。

自治区によっては、いろいろな「〇〇会」とか「〇〇自治会」とかの代表者が出て委員会を構成しているというケースもある。そのため、やり方はいろいろあるのかなと思っている。

【委員】

推進委員に自治区の紐がついているということか。まちづくり推進委員という自治区から選ばれた人がやるということか。

【事務局】

自治会の推進委員さんという個人の集まりで委員会を作っているケースと、ある地区の自治会とか高齢者クラブ、PTA とか、いろんな地域の中にある組織の代表者、その組織で構成して、まちづくり推進委員会を作っているケースとがあると思っている。

その組織の代表者が、新しいセンターの運営推進委員という位置づけになると、公民館運営推進委員さんというのはどちらかというと「お手伝いいただくスタッフさん」というイメージのところもあると思うので、例えば自治会の会長さんがそういう役をやるというのは、地域によってはありでしょうし、「それはまたちょっと違う」という地域もあると思う。

いろいろな柔軟な形があって良いのではないかと思う。

(1)-② 名称について

【部会長】

決めておきたいところがある。

「要議論」と印されているところで、9 ページの名称の問題である。

一応報告書では、新しくコミュニティセンター化した後の名称を、正式名称としては「まちづくりセンター」や「市民センター」のような名称、というように2つ書いてある。そして、これを委員さんから「統一した名称にした方が良い」という提案がなされているので、ここでは1つにしてはどうかということだと思いが、いかがか。

～数名の委員が頷く～

【部会長】

市民センター、まちづくりセンター、どちらにしようか。

【委員】

「市民センター」は何かぼやあっとしているから、一応私は「まちづくりセンター」で。

【委員】

今の、ここもですが、もう1つ別の条例検討委員会も、まちづくり云々ということで物事が動いているということから考えると、「まちづくりセンター」の方が、1番座りが良いと思う。

しかし、初めから議論しているように、我々は公民館重視派である。前も言ったように、法的にはそれで良いが、やはり掲げるものは、呼称名は愛称とまでは言わないが変わっても良いのだ、ということではだめなのか。

前も、東京パストラルホテルを例に取った。虎ノ門にあるが、あれは「農業者年金会館」だ。小さく、30cm までいかにくらの大きさで正式名称が書いてあるが、大きく書かれている名称は「パストラルホテル」である。あれも法律で決まっていると思うが、そういうやり方はだめなのか。

【部会長】

今回、素案には「地域独自の名前つけることができる」と書いてある。

【委員】

そういうがあるので、その言葉は守ってほしいと思う。その代わり正式名称は「まちづくりセンター」がいいと思う。

【委員】

最初から意見で述べているように、公民館と地域のまちづくりセンターが一緒になるものとして考えている。そういうところの名前と、実際にはまちづくり委員会は別にあって、公民館もある。それも同じように名前も皆変えていったり、処遇が変わっていったり、一緒にするのはおかしいよう

に思う気もする。そこら辺をちょっと整理しないと、「皆同じような名前をつけよう」ということ自体が、ちょっと違和感がある。

弥栄の立場で言うと、安城公民館があって、安城地区まちづくり推進委員会がある。私は一緒になって同じ事業をするように思っているけれども、言い換えれば、今のままであり、まちづくりがなくなるものではないというお話だった。それでは現状何にも変わらない、という状況だ。それでも、その名前としては皆一緒にして、館長とかそういった処遇も一緒にする、というのはおかしい。

今、私は、52時間は館長の仕事として、残りの時間をまちづくりに関わっている。しかし、今後はまちづくりを一切しない館長も、新しいセンター長としての処遇となるのか。そこら辺、なにもはっきりしていない。名前もさらに一緒にしようということであるなら、些かちょっと納得できないというか、どうも腑に落ちない。

【委員】

今、おっしゃっていたので、どこに書いてあったのかを思い出した。

だから、「役割」というものを統一しておかないと、いろいろな考え方が出てくる。「いろいろありまして」という言葉が前置詞にあれば、要は何のことか分からない。だから「センターはこういうことをするところですよ」と。「でも、地域事情があるので、活動はいろいろ形態がありますから、それは地域によってお互い尊重しましょう」という格好で。きちんとどこか決めないと、今のよう「いろいろあるのでどうしましょうか」ということが起きてくる。

【事務局】

所謂公民館というのは社会教育法に基づく教育施設で、法律で「公民館」という名称が決まっていたので、まぎれもなく「公民館」であったと思う。

今回、社会教育法の位置づけである公民館を「社会教育」と「まちづくり」の2本柱の拠点となるような機能を持たせる、というように変えるときに、今までの社会教育だけを担う公民館ではなくて、両方の、2つ大きな柱を担う拠点としての位置づけを明確にするために、「公民館ではなく違う名前が良いのではないか」という話もあったかと思う。「公民館がいけない」ということではもちろんなく、そういうことを明確にするために、市民の方に分かりやすく、例えば「市民センター」とか「まちづくりセンター」という名称が良いのではないかというお話もあったかと思う。

その辺で、この部会として、部会の中のまとめとしてどういった名前が良いのか、公民館が良いのかまちづくりセンターが良いのか、という議論をしていただければというふうに思っている。

【委員】

何度も言うようだが、今のその東京の例というのは根っから、馴染まないものか。

それで、我々は公民館でもまちづくりをやっている。今まで侃侃諤諤かんかんがくがくやってきてまとまったものが今回の（案）で、結局三隅は今のままである。何も変わらない。強いて言えば、今のご配慮で「人を増やしてあげようか」とか「実態を見て」ということはものすごく魅力的なところであって。そうすると、人が増えてくるとまだまだ地域にはしなければならぬことが次々とあって欲が出てきていろいろしていくけれども。

そういったことから、別に2枚看板があったっておかしくないように思う。

確かにこの流れからしてみると、今の「まちづくりセンター」のように何か名称をつけていかないといけないような印象は持っている。法的な名称と通称を使い分けるテクニックが先進地等にはあるのではないだろうか。東京でもやっているのだから。東京というか、国がやっている。

【事務局】

正式名称と愛称という使い分けもできると思う。

この後、また市の方では所謂コミュニティセンター条例を作るというお話をしているが、この中でやはり名称は法令用語として1つに絞らないといけないということがある。そこの選択肢はどうしても出てくる。

ただ、考え方にもあるように、通称や地域での愛称みたいなものを、別途それは地域の、それは条例に載らない名前かもしれないけれども、愛称として地域で親しんで使っていくというような運用の仕方はありだと思っている。

【事務局】

さっきの委員さんのご意見について、類似がある。

金城自治区の公民館は2つの名前がある。例えば、波佐公民館は別名「ときわ会館」。そういった形で、それが愛称と言って良いか分からないが、「波佐公民館」と「ときわ会館」2つの名前を持っている。それは何らかの歴史があるのだから。

【委員】

結局、今までの話の中で、まちづくりの推進協議会とか委員会と公民館とは一体のものなので、やっぱり名は体を表すというので、両方兼ね備えているということで、例えば「まちづくり市民センター」とか。誰が見ても「ああ、両方やっているんだな」ということが分かるようなものはだめか。

【委員】

「パストラルホテル」の例に賛成。正式名称ありきで愛称ありき。

【委員】

先程、事務局がおっしゃっていたように、金城の場合は6つの公民館にそれぞれ全部愛称がある。私ら今福は「ふれあい会館」。雲城は「みどり会館」。やはり5千人の町民が全部、通称で呼ぶ。

その建物の中には、まちづくりの事務局もあるし、公民館もあるし、いろいろなもの全てがそこに納まっている。なので、名前が決まっても「どこどこ会館に集まりましょう」と言えば集まる。どこもそうだと思う。

それで、私はそういったものが皆含まれて、いろんなものが集まるなら、「市民センター」でも良い。まちづくりもあれば公民館もある。いろんなものが皆集まっている。

名前には拘らないが、そういった地域性があるのでどちらかにごり押しをすることはできない。私はそういう、どれが決まっても文句は言わない。

【部会長】

どちらかというと？

【委員】

私は「市民センター」。気分一新で「あのセンターの中には全部あるんだ」という形にすれば、一番良いのではないか。

【委員】

私は、子どもの時代から、公民館というのが今の小学校の体育館に負けない大きな建物があつて、公民館も保育所も一緒に中に入っていて。

今までのこともあり、敷居が高かったとかいうことが全くない。やはり公民館ということで愛着を持っているお年寄りの方もいらっしゃる。だから「公民館」と言えば親しみを感じるという意見もある。そういうことを踏まえて、やはり今あの委員さんがおっしゃったように、正式名称は市民センターでもまちづくりセンターでも良いが、「公民館」を使うということが、馴染みが良いのではないか。

私個人的にも、今日も午前中お話をしてきたのだが。名前に拘ることはないが、やはり公民館の方が、愛着がある。特に田舎の方だから。今後 10 年、20 年は「通称：公民館」で通していただければと思っている。

【委員】

皆で手を挙げて多い方にしてはどうか。

【部会長】

では、多数決をとりたい。

～ 多数決の結果 ～

・市民センター → 3名
・まちづくりセンター → 7名

【部会長】

多数決の結果、この報告書の中では「まちづくりセンター」で一本化していきたいと思う。

【委員】

そのまちづくりセンターの頭に、例えば「〇〇でやる」という地域の名前が当然あっても。

【部会長】

地区名が頭には入る。また、地域の通称・愛称は独自に決めることができるということ。

【委員】

通称を大きな看板で表示し、小さく「まちづくりセンター」の看板を掲げればよい。

【部会長】

そういうこともあり得ると思う。

(1)-③ 社会教育主事や社会教育士の有資格者の処遇について

【部会長】

もう1つだけ、議論しておかなければならないところがある。ご意見33・34で2名の委員さんからいただいた処遇の問題である。

現在の市の考え方を含め、事務局のほうから説明をお願いしたい。

【事務局】

市の考えは今のところないので、例えば、「社会教育主事や社会教育士の資格を取った場合の処遇について、何らかの措置をすることが望ましい」というような文章を追加するかどうかを検討していただきたい。

【委員】

やはり現場の皆さんのモチベーションを上げてスキルアップするというのは、本人もそうだが地域も助かる話。そうすると、やはりそれに対応する何らかの処遇というのは考えてあげないと。口先だけで言ってもいけないので。「望ましい」ではなく「そうすべきである」とか、委員会としては強く主張してほしいなと思う。

【委員】

市の職員もいろいろ資格を持っていらっしゃると思うが、資格手当というのではないと思うが。

【事務局】

ない。

【委員】

そうであるなら、有資格者に対する優遇が妥当とはちょっと思い難い。

仕事に有用な資格を持っていらっしゃる方がいっぱいいると思うし、他の社会福祉士や関係のない資格というのを持っている。では、業務に役立つ資格をこの2つに限定するののかというような話になれば、これもまたちょっと問題がおきてくると思う。

個人的なスキルはともかくとしても、これで任用的な資格手当を出すというのは、ちょっと無理があるだろうと思う。この2つに限ってやれば、他にもいろいろな資格がいっぱいあって、公的な職種もいっぱいある。しかもそれは大体業務に役立つと考えられるとしたら、この2つに限定すると

いうのはちょっと問題がある。

【部会長】

この部会はコミセン化部会なので、部会の意見としてどうか。この、有資格者に対して、資格を取得した方に対して何か優遇措置を取ることについて、どう思うか。

【委員】

この2つの資格に優遇措置を取るということは反対。

【委員】

以前からこれはいろいろな会議の話に出ているが、私は、市の職員の給与から考えて、多少の資格手当を与えても何ら問題ないと思う。

【委員】

私もいろいろと資格を持っているが、市では資格手当がなかった。

しかし、先程、別の委員さんがおっしゃったように、現実問題、主事の処遇というのは格段の差がある。だから、その辺りというのは総合的な判断をする中で、やはりそういった処遇の中に置いているがゆえに、やはりそういったことに少しは配慮が必要と考える。

それでなくても主事は市の職員とすごく給与が違うことに不満を持っている。「違うわけがあるからだ」と私は説明しますが、それでもそういったことが皆さんにあるので、多少の配慮があっても良いのかなという気がする。

それから、先程、別の委員さんおっしゃるのように簡単に「そうだ」とは言いにくいところもある。実際問題、そういった資格手当がないので。だが、やはりその辺を、この会としては「現状を踏まえてこういうことにしてほしい」という意見を出しても良いのではないかと。

【部会長】

最終決定は市の方が行うが、この部会の意見として「こういう希望がありますよ」ということで書き込むことは可能である。今、ここで書き込むことは可能である。書かなければ、もうそれで終わってしまい、私たちの意見が市に届かない。

【事務局】

今、部会長がおっしゃられたように、ここは部会での議論の場であり、部会として市に対する意見をまとめるというのでよろしいかと思う。

それを受けた市の方で現実的に今、市の方で資格手当がないという実態もあり、また、浜田市にたくさんいらっしゃる同じ会計年度任用職員、そのなかでも一部の職種によっては、例えば看護師だったり保健師だったりといったところは、同じ会計年度任用職員でも給与表自体が違っていたりというようなところもある。そういった全市的ないろいろな職種の、職員との均衡もあるので、この辺は人事の方とも相談しながら会計年度任用職員、主事さんの給与体系についてのあり方というのはそ

ちらの方で改めて議論する必要があるかというふうに思っている。

今日のところは、部会としてのご意見・ご要望というところでまとめていただく、というところで結構かと思う。

【事務局】

そのなかで、今、事務局からお伝えしたとおり、会計年度任用職員は地方公務員法に載っている。では、今の公民館がどうしているかという、公民館も2つの制度がある。館長は所謂短大卒程度の給料格付けをしている。だから、割り戻すと主事とは差が出ている。

ということで、今、公民館は2つの給料体系、主事の給料体系と館長の給料体系の2種類になっている。

【部会長】

部会としては処遇について配慮をお願いするということで、報告書をまとめてよろしいか。

【委員】

それはもう、(手当が) つくのであれば望ましいのだろうが。資格の名前が2つに限定してあるというのがやはりちょっと納得いかない。

【部会長】

ここはコミセン化部会なので。ぜひ、そのところをご理解いただきたい。

【委員】

要望としては良いが、運用がされることになった場合には、他の資格がある方からも含めて不満が出ると思う。

【部会長】

その辺りを市の方でご判断いただくということで、部会としてはこの待遇の要望は出すということで、対応させていただく。

だいぶん時間も過ぎてきたので、これで意見がなければ今日はここで終わる。

先程の事務局の方からもご報告があったように、次回までにそれぞれの所属でご議論いただき、最終的な決定の会議に入ることにはしたいと思うが、よろしいか。

【委員】

初めに説明があったように、今、これは「素案」であるが。今日の分をまとめたところで「素案」の素が取れて、案になったとする。その段階で、我々も一応組織からの代表としてこの場にいる。「時と場合によっては、中身によってはフィードバックします」という条件で来ている。そのため、一旦、地域に持ち帰り「こういうことになった」ということで、皆さんの意見を聞きながら、また微調整でもあれば持ち寄って、次に固めていくというスタイルだというふうに最初説明があったと思う。

そうすると、今日の意見がまとまって、いつ頃できて、その次は6月18日が日程としてあるということか。

3 今後の予定について

【事務局】

今日ご意見いただき、先程の資格に対する処遇のことや名称のところ、一部修正する。すぐ修正できると思うので、明日にでも正副会長さんに見ていただいた後、メール環境のある公民館の方には、すぐお送りできるかと思う。他の委員の皆さんは郵送になるかもしれないが、来週頭までにはお届けできるかと思う。

～資料「今後スケジュール（予定）」について説明～

【部会長】

では6月4日に次回会議を開催するというので、よろしくお願ひ申し上げます。
それでは、いよいよこれで最終とりまとめに入ったということで、感謝申し上げます。
これで、この会を終了する。

(閉会 16時28分)